宮交タクシーは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

代表取締役社長

早﨑　秀一

宮交タクシー（株）2025年度の安全運行に関する基本方針や2024年度の事故の統計な
ご報告します。

基 本 方 針

《宮交グループ経営理念》

〇安全を追求し、安心・信頼されるグループを目指します

〇夢と感動を笑顔で運びます

〇明日に向けて、あらゆる可能性に挑戦し続けます

《宮交グループ行動指針》

〇常に基本を守り、プロとして責任ある行動を約束します。

〇お客様の心の声に耳を傾け、笑顔で最高のおもてなしを約束します。

〇より高い目標にも積極的に取り組み勇気と信念を持って挑みます。

《宮交タクシー安全方針》

安全憲章

今日も、お客様の安心を運びます

安全指針

私が基本です。私が手本です。私がプロです

安全宣言

私は、確認とゆとりで安全運転に徹します

2025年度の安全目標

自動車事故報告規則　第２条に規定する事故

重 大 事 故 件 数　　0件

対2024年度比

事 故 件 数　8件・１０％削減

自損事故件数　6件・１０％削減

安全への社内体制

〇アルコールチェッカーを全営業所に配置
〇貸切バス（観光バス）の点呼記録が義務化され「点呼実施者と運転手が点呼をしている・受けている様子を動画撮影」出来る機器を配備しました。
〇社内整備工場を完備
宮崎交通と連携し、必要に応じてすみやかに、点検・修理を実施し、いつも車輌の安全を確保し、運行をしています
〇社員全員の健康診断の実施
年2回の健康診断を行っています。また、血圧計・体温計を完備し、運転に影響を及ぼす健康リスクは厳しくチェックし、状況に応じ産業医の指示を受けております。
〇JAPANタクシー順次導入
セーフティ・サポートカーS＜ワイド＞（サポカーS＜ワイド＞）は、政府が交通事故防止対策の一環として普及啓発しているものです。衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など安全運転を支援する装置を搭載し、高齢者を含むすべてのドライバーの安全をサポートします。
〇ドライブレコーダー完備
全車にドライブレコーダーと防犯カメラを搭載しています。万一のトラブルや事故に備え、安心して乗務していただける環境を整えています

［1］ 社内の重点施策
（1）徹底した安全管理
・１年に２回の健康診断を実施し、乗務員の健康を管理します。
・安全につながる制度や決まりを実行します。

⑵ 安全を基盤にした整備

・安全に重点をおいた点検整備を行います。
・ご高齢のお客様にも安心してご乗車いただける環境を整えます。
・感染予防対策の取り組みを実施しています。

⑶ 教育体制の充実によるサービス提供

・充実した乗務員教育を行いお客様への満足度を高めます。

［2］ 安全管理規定（概要）

（目的）

この規定はタクシー輸送の安全を確保するため社員が守るべき事項を定めタクシーの安全性の向上を目指すものです。

（方針）

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の主導的な役割を果たします。
又、現場における安全に関する声に耳を傾け、安全の確保がいかに重要であるか周知徹底させます。
宮交タクシーは、宮交グループの運営方針である「経営理念」及び「行動指針」をはじめ、宮交タクシーの安全方針「安全憲章」「安全指針」「安全宣言」「安全目標」を基本として社員の安全意識の高揚を図ります。

（重点施策）

１．安全は、経済性・快適性等のどの品質要素よりも優先させます。
２．安全は、公共輸送機関としての原点であり常に最高水準を目指します。
３．安全に関する費用の支出及び投資は積極的且つ効率的に行います。
４．安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
５．安全に関する教育及び研修・訓練を策定し確実に実施します。

- 社員は仕事を進めるに当り法律はもとより社内の規定を守ります。
- 社員は業務上の決まりに疑問を感じたときは上司に報告し、会社はその対策を練ることとします。

（経営者として）

1. 安全に必要な予算を確保し、輸送の安全確保体制を整備させ適宜見直しを指導します。
2. 安全統括管理者の意見や申し入れを尊重します。
3. 安全確保のために業務を実行させます。また方法について必要な改善や対策を指導します。

（安全管理）

1.会社は、次の担当者を選任し、現場における安全運行体制を整え、日常業務を通じて実践させます。

- 安全統括管理者　・運行管理者　・整備管理者
- 安全管理者

（情報の共有）
現場と管理側の風通しをよくし、輸送の安全を確保する為に情報を共有します。

（非常時体制）
安全統括管理者の指揮により全員が情報を共有し、人命優先に活動します。
・宮交タクシー緊急対応マニュアル

（教育と研修）
会社は、従業員に対して定期的に安全に関する指導・研修や訓練を行います。

（監査）
会社は、１年に１回以上安全管理規程に基づき内部監査を行います。

（業務の改善）
社長は、監査や報告書をもとに安全確保のための改善・是正・予防等の措置を命じます。

（情報の公表）
会社は、輸送の安全確保のための方針・施策・実績を毎年度当初に宮交タクシーホームページにて公表します。

［3］　安全統括管理者
バス・タクシー運行の安全を見守り、安全の確保を指揮する「安全統括管理者（営業担当役員）」を置いています。

［4］　バス・タクシー緊急連絡体制
緊急時の対応を24時間365日体制を取っております。

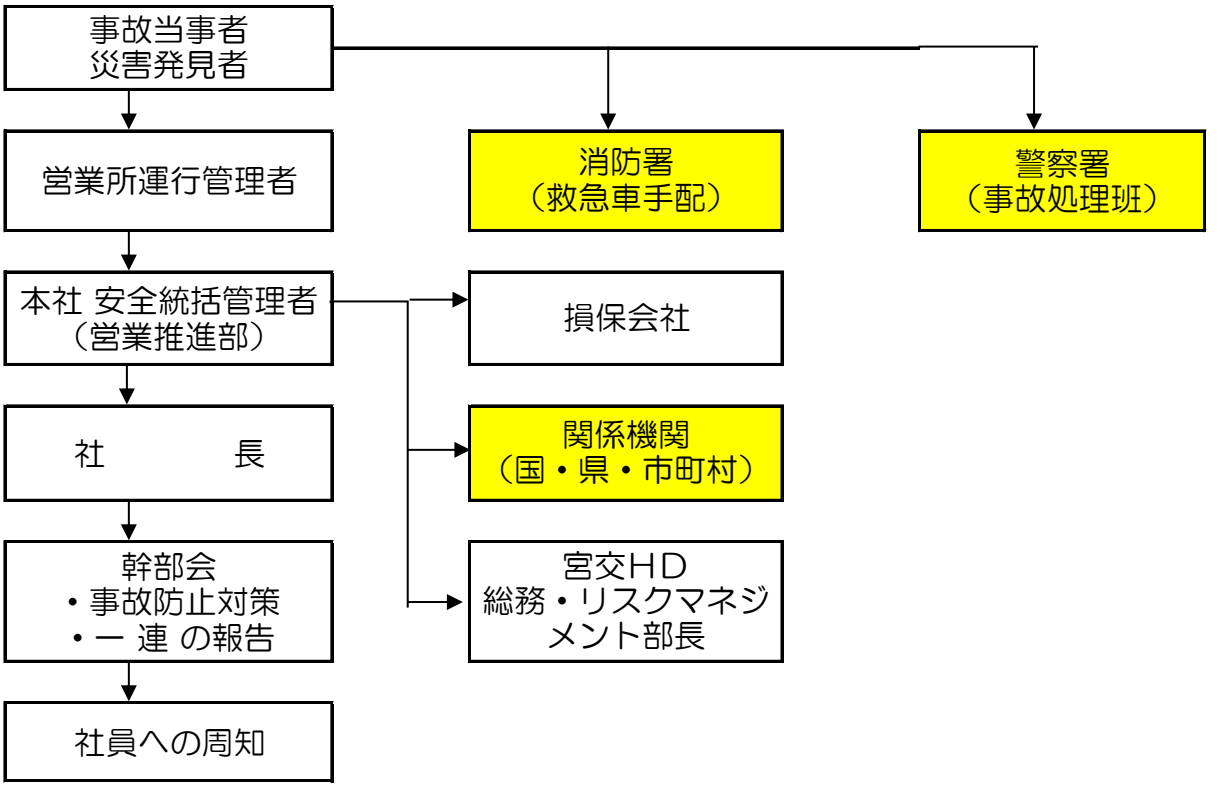

[5] ■教育研修計画

・新人乗務員訓練・教習	毎月
・事故発生者への教育 （特定診断の受診）	発生時に事故の分析を管理者 と共に行い事故防止に努める。
・事故惹起者再教育	随時（事故審査委員会の指導）
・高齢者への教育	随時（適性診断の受診）
・ユニバーサルドライバー研修の実施	

■健康管理

・健康診断の実施	年２回定期健康診断の受診
・乗務員への適性診断の実施	3年毎を2年毎実施　特定乗務員/随時
・各種検査などの実施	動体視力、夜間視力、深視力、条件反応 など随時実施

■事故防止対策会議

・事故審査委員会	毎月発生した事故の原因を究明しその責任 を調査します。
・指導監督委員会	事故原因の結果を基に指導監督を行います。
・事故防止委員会	毎月の責任事故に至った原因を探り、同類 事故の再発を防止します。
・幹部会	社長を初めとして、幹部による事故検証

[6] ■ドライブレコーダーの活用

宮交タクシー全車にドライブレコーダーを搭載し、走行中の画像や音声を記録し録画された運転動作などを活用し、「ヒヤリ・ハット」のデータ収集や、より安全な運転をするための検討を行い事故防止に活用します

ドライブレコーダー録音　⇒　映像分析　⇒　分析に基づいた運転指導

2024年度の取組と結果

（1）自動車事故等に関する統計

自動車事故報告規則第２条により、国土交通省に報告義務のある自動車事故は、車内事故が1件発生しております。

① 重 傷 事 故（第２条第２項）　0件
② 車 内 事 故（第２条第４項）　1件
③ 運転者の疾（第２条第５項）　0件
④ 車 輌 故 障（第２条第６項）　0件

（2）交通事故の状況

2023年度に80件の責任事故が発生したのに対して、2024度は73件と7件減少しました。

（参考）2019年の責任事故は108件です。

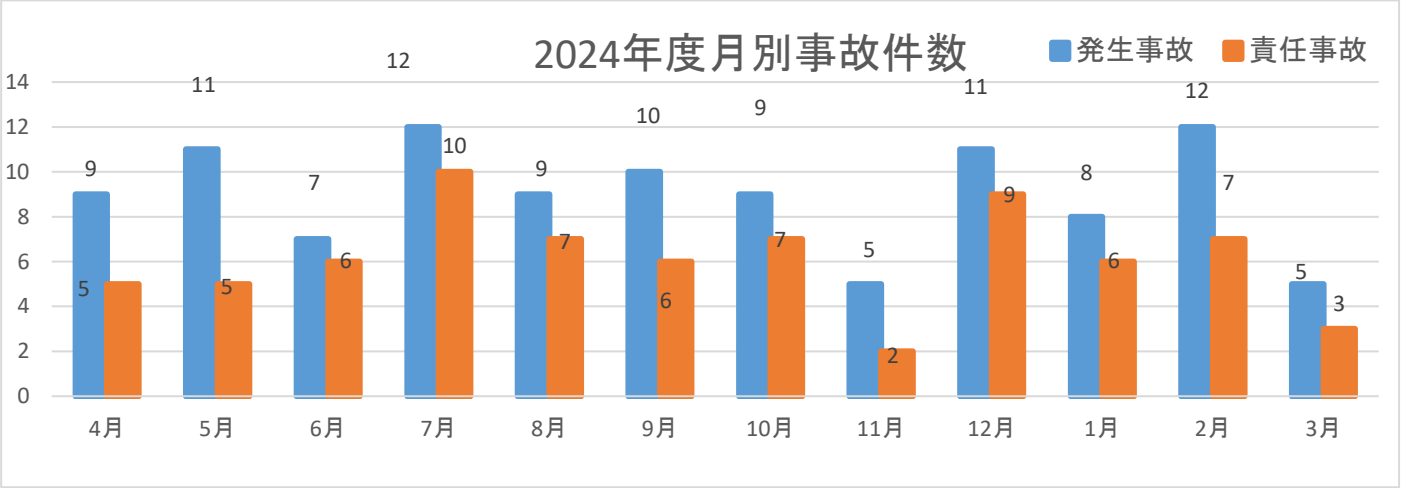

《対策》

１．運転士の指導対策

ｱ．当日事故惹起乗務員と共に運行管理者が、事故の分析を行い、どのような運転又は確認を実行すれば防げたであろうか等の管理指導を行なう。

２．運転士の高齢化対策

ｱ．乗務員の世代交代のための若年乗務員の人材確保が必要

①ハローワークでの毎月の入社説明会実施

②新聞・テレビなどによる募集公告

③入社時の支度金制度

ｲ．高齢運転手への指導強化

①指導運転手による同乗指導

②外部機関利用/自動車教習所での研修

ｳ．加齢による身体機能の変化と運転特性の把握と指導

３．月別事故対策

ｱ．各月の事故原因を追究し各月の事故発生の抑制を図る。

①指導監督委員会の開催

②事故審査委員会の開催

４．自損事故削減対策確認の徹底

ｱ．基本の中で、前後・左右の２度以上の確認の徹底を行なう。

ｲ．後退時の下車確認の徹底を強化する。

ｳ．狭い場所での無理な後退は禁止とし、前進での運行に努める。

2025年度　年間標語

（１）事故防止委員会

思いやり　ゆとりは無事故へ　つづく道

（2）品質向上委員会

まず笑顔　感謝の心で　日々乗務

（3）無事故の誓い

無事故の誓い

人の命の尊さを
深く心に刻み
相戒め　相励まし
絶対無事故の
理想達成に
努力することを
誓います。

（4）絶対無事故への取組

絶対無事故への取り組み

乗務員は、交通安全関係法令の習熟に努め、法令を遵守して安全運転に徹底し、事故及び違法行為を行なわないよう努めなければならない。特に次の事項を守る事。

一、あおり運転、飲酒運転、速度超過運転、サイドブレーキ・Pレンジの活用等法令遵守の実践に努めなければならない。

二、運転中は、携帯電話などで通話したり、カーナビなどを操作するなどの「ながら運転」はしないこと。

三、運転中は、右折、左折、転回、徐行、停止、後退、進路変更の際は方向指示器を確実に作動させ、正しい合図を早めに出すこと。

四、長時間運転は、必ず休憩し、居眠り・過労運転の防止に努めること。

五、乗務中は必ずシートベルトを着用すること。また乗客にもシートベルトの着用をすすめること。

六、横断歩道・自転車横断帯の直前等では減速・徐行し、歩行者を確認した場合、停止し安全の確保に努めること。

七、定期健康診断の受診により、健康を保持し、健康に起因する事故防止に努めること。

八、乗務員は、乗務中に最高速度違反行為、違法駐車等があった場合、乗務終了後に、違反行為の内容について所定の様式により運行管理者に報告しなければならない。

宮交タクシー株式会社
代表取締役社長　早﨑秀一